

令和4年7月

事業者各位

下請負人選定通知書の廃止について

公益財団法人 横浜市建築保全公社

事業者の皆様におかれましては、日頃より公社の修繕事業等にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、下請負人の通知の方法について、次のように取扱いを変更します。

- 1 下請負人選定通知書の様式を廃止します。
- 2 工事請負契約約款第8条に規定する下請負人の通知は、施工体制台帳の提出により行います。
- 3 施行日
令和4年7月1日
- 4 理由

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成12年法律第127号）が改正され、平成27年4月1日以降に契約する公共工事の施工体制台帳の作成及び提出の範囲が下請契約を締結する全ての場合に拡大されているため。

以上

【問い合わせ先】

公益財団法人 横浜市建築保全公社
技術管理課：TEL 045-349-5217